

根拠法令	宅地造成等規制法(8条) 宅地造成等規制法に関する技術基準	担当課 担当係	建築安全推進課 開発指導係 0742-27-7573
制度の概要	<p>宅地造成工事規制区域内において、宅地造成に関する工事を行う場合は知事（奈良市内においては奈良市長）又は土木事務所長（事務委任を受けている範囲内）の許可を受けなければならない。</p> <p>ただし、開発許可を受けた区域に含まれている場合には、当該許可は不要となる。</p>		
目的	<p>宅地造成に伴い災害が生じるおそれの著しい区域内において宅地造成に関する工事等について災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。</p>		
対象地域	<p>宅地造成工事規制区域 ※奈良市内については、奈良市開発指導課にお問い合わせ下さい。</p>		
規制内容	<p>1 宅地造成工事規制区域の指定 知事は、宅地造成に伴いがけくずれ又は土砂の流出を生ずるおそれが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を宅地造成工事規制区域に指定する。 ※宅地とは 農地、採草放牧地及び森林並びに道路、公園、河川その他政令で定める公共の用に供する施設の用に供せられている土地以外の土地 ※宅地造成とは 宅地以外の土地を宅地にするために、または宅地において行う土地の形質の変更で次に掲るもの (1) 切土で高さが2mをこえるがけを生じるもの (2) 盛土で高さが1mをこえるがけを生じるもの (3) 切土と盛土を同時に行う場合は、盛土部分に1m以下のがけを生じ、かつ、切土及び盛土部分に2m以上のがけを生じるもの ※がけ：地表面が水平面に対し30度をこえる角度をなす土地で風化の著しくない硬岩盤以外のもの (4) 上記に該当しない切土・盛土であって、その面積が500m²を超えるもの 2 宅地造成工事に関する工事の許可 宅地造成工事規制区域内において宅地造成に関する工事を行おうとする場合は、知事・土木事務所長又は奈良市長の許可を得なければならない。</p>		
許可等の基準	<p>宅地造成工事規制区域内における工事は、政令等で定める技術的基準に従い、擁壁又は排水施設の設置その他宅地造成に伴う災害を防止するため必要な措置が講じられたものでなければならない。 (→「宅地造成等規制法に関する技術基準」)</p>		

手続のフロー図

宅地造成等規制法の規定による宅地造成工事許可申請

1 申請先等

区 域		受 付	審査・許可権者
奈 良 市 内		奈 良 市	奈 良 市 長
奈 良 市	(1)都市計画法の開発許可を必要としない1,000m ² 未満の宅地造成 (2)都市計画法の開発許可を必要とする1,000m ² 未満の宅地造成(市街化区域に限る)	市 町 村	郡山土木事務所長 高田土木事務所長 (※1) 中和土木事務所長 (※2)
以 外	都市計画法の開発許可を必要としない1,000m ² 未満の宅地造成	市 町 村	高田土木事務所長 (※3) 中和土木事務所長 (※4) 吉野土木事務所長
	上 記 以 外	市 町 村	知事(建築安全推進課)

※1 高田土木事務所管内のうち 御所市、香芝市、葛城市、北葛城郡

※2 中和土木事務所管内のうち 桜井市、磯城郡、

※3 高田土木事務所管内のうち 五條市

※4 中和土木事務所管内のうち 宇陀市

2 フロー図

(1) 奈良市が審査及び許可するもの

申請者

提出

奈良市

審査

許可

申請者

(2) 土木事務所が審査及び許可するもの

申請者

提出

市町村

経由

土木事務所

審査

許可

申請者

(3) 県建築安全推進課が審査及び許可するもの

申請者

提出

市町村

経由

土木事務所

経由

建築安全推進課

審査

許可

申請者

許可後の手続

宅地造成工事着工届

提出

工事完了検査申請書

提出先は、許可申請と同じ

工事完了検査

検査済証の交付